

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

田野畑村の人口は年々減少しており、今後も減少傾向は続く予測され、高齢化の進展とともに、生産年齢人口の減少が続いている。

村の産業構造は、就業人口比率で第一次産業が約25%、第二次産業が約30%、第三次産業が約45%となっている。第一次産業は特に少子高齢化の影響が大きく、農業、林業、水産業共に経営体数の減少が続いている。第二次産業は、東日本大震災からの復旧復興事業に関連する建設需要増に伴う生産額の一時的な増加があるが、数年後には公共事業の縮減に伴う反動減が見込まれている。第三次産業は、観光産業が基幹産業であるが、震災を契機に大きく落ち込んだ観光客の入込が戻りきっておらず、厳しい経営環境が続いている。村内企業の大部分が中小企業であるが、厳しい経営環境の中、少子高齢化に伴う人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると村内の産業基盤が失われかねない状況である。村の支援策としては、中小企業振興資金融資制度による利子補給等の支援を行ってきたが、引き続き、村内企業の生産性の抜本的な向上により人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

田野畑村の産業は、農林水産業、製造業、建設業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が田野畑村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

田野畑村の産業は、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

田野畑村の産業は、農林水産業、製造業、建設業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が田野畑村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市町村税を滞納しているものについては、先端設備等導入計画の認定としない等納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。